

業務報酬基準について

建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての目安となるものとして、建築士法第25条に基づき定められています。
設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければなりません(建築士法第22条の3の4)。

建築士法第25条

国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、**建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準**を定めることができる。

告示

平成21年国土交通省告示第15号（平成21年1月7日公布・施行）

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

●告示に定める業務報酬の算定方法

告示には実費加算方法と略算方法の2つの算出方法が示されており、業務報酬の原則的な算出方法として実費加算方法、簡便に業務経費を積算する方法として略算方法が定められています。

なお、告示には略算方法の算出に用いる、標準業務内容に応じた標準業務量が示されています。

- ① **実費加算方法**：直接人件費、直接経費、間接経費等の各経費等について相当する額を個別に積み上げて算出する方法
- ② **略算方法**：直接人件費を標準業務内容に応じた標準業務量（人・時間）に人件費を乗じる方法